

投票区・投票所の見直しについて

一市二町合併から20年が経過し、有権者数の減少、期日前投票制度の浸透など投票環境が大きく変化する中、投票所として使用してきた「ふれあい公民館」、「さくら公民館」、「旧尾崎国民健康保険診療所」が令和8年度から投票所として使用できない状況となったことから、これを契機に市全体の投票区、投票所を見直し、あわせて期日前投票所及び移動期日前投票所の設置場所、設置目的を整理することとしました。

1 見直しの基本的な考え

- (1) 使用できなくなる3施設（ふれあい公民館、さくら公民館、旧尾崎国保診療所）の代替施設を選定
- (2) 投票所における冷房設備の未整備、施設内外の段差等の解消のため、公共施設や小中学校を積極的に活用
- (3) 選挙人名簿登録者数が少ない投票区、多い投票区の見直し
- (4) 期日前投票所及び移動期日前投票所の設置場所、設置目的の整理

2 見直し内容

資料1のとおり

3 変更時期

令和8年12月執行予定の茨城県議会議員一般選挙から変更

4 期待される効果

- (1) 冷房設備等が整った施設を活用することによる投票環境の向上
- (2) 投票管理者・立会人選出回数の減少による自治会、行政区の負担軽減
- (3) 移動期日前投票所設置場所増設による投票機会の拡充

5 周知方法

- (1) 投票区・投票所変更周知チラシのポスティングによる配布
- (2) 広報古河掲載
- (3) 市ホームページ、LINE
- (4) 選挙時の「投票所入場整理券」

6 参考資料

資料1 投票区・投票所変更箇所及び移動期日前投票所設置場所